

保 医 発 0813 第 3 号
令 和 7 年 8 月 13 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の
一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（令和7年厚生労働省告示第224号）が令和7年8月13日に告示され、同年8月14日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月21日付け保医発0321第6号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義表中、「060185 潰瘍性大腸炎」を別紙のとおり改める。

2. 改正の概要について

留意事項については「060185 潰瘍性大腸炎」のうち手術・処置等2の2に「エトラシモド L-アルギニン」を追加する。

診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		病態等分類		年齢、出生時体重等		手術					手術・処置等1				手術・処置等2				定義副傷病		重症度等											
MDG	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	対応コード	フラグ	病態区分	コード	フラグ	年齢、出生時体重	手術分岐	対応コード	フラグ	点数表名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	疾患名	疾患コードまたはICDコード	対応コード	フラグ	重症度等					
06	0185	潰瘍性大腸炎	潰瘍性大腸炎 巨大結腸、他に分類されないもの 潰瘍性大腸炎における関節障害 潰瘍性大腸炎における若年性関節炎	K51\$ K593 M075\$ M092\$				00 0 6歳以上 06 1 6歳未満			手術なし その他の手術あり 結腸切除術等	99 99 手術なし 97 97 01 02 結腸切除術			K719\$		1 2 人工肛門造設術 1 2 腹腔鏡下人工肛門造設術 0 1 カプセル型内視鏡	K726 K726-2		7 14 ウステキスマブ 7 13 ミリキズマブ 7 13 グセルクマブ(点滴静注用に販る。)		6 12 インフリキシマブ 6 11 ゴリムマブ 6 10 ベドリズマブ 5 9 血球成分除去療法	J041-2												
											01 02 全結腸・直腸切除囊肛門吻合術 01 02 腹腔鏡下全結腸・直腸切除囊肛門吻合術 01 03 腹腔鏡下結腸切除術 01 06 小腸瘻閉鎖術 01 07 結腸瘻閉鎖術 01 08 人工肛門閉鎖術 01 09 直腸切除・切断術 超低位前方切除術 01 09 直腸切除・切断術 経肛門吻合を伴う切除術 01 09 腹腔鏡下直腸切除・切断術 切除術 01 09 腹腔鏡下直腸切除・切断術 低位前方切除術 01 09 腹腔鏡下直腸切除・切断術 超低位前方切除術 01 09 腹腔鏡下直腸切除・切断術 経肛門吻合を伴う切除術	K719-5 K719-6 K719-2\$ K730\$ K731\$ K732\$ K7403 K7404 K740-21 K740-22 K740-23 K740-24																							